



鳥取県公報

平成 30 年 1 月 12 日 (金)
第 8 9 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約の締結 (6) (地域振興課) 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (7) (観光戦略課) 3 身体障害者福祉法による医師の指定 (8) (障がい福祉課) 3 県統計調査の実施 (9) (健康政策課) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (10) (東部福祉保健事務所) 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (11) (〃) 4 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (12) (〃) 4 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (13) (〃) 5 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (14) (「山の日」大会推進課) 5 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (15・16) (企業支援課) 5 国土調査の成果の認証 (17) (農地・水保全課) 8 地域森林計画の変更予定 (3 件) (18~20) (林政企画課) 9 保安林の指定の解除予定 (21) (森林づくり推進課) 10 県道の区域の変更 (22) (道路企画課) 10 県営土地改良事業の工事の完了 (2 件) (23・24) (中部総合事務所農林局) 10
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) 11 森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) 11 森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所日野振興センター) 11 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 12
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 13 落札者の決定 (原子力安全対策課) 16 随意契約の相手方の決定 (教育委員会事務局教育環境課) 16

告 示

鳥取県告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）が鳥取市（以下「乙」という。）の中核市移行により乙に保健所を移管することに伴い、甲及び乙が連携して保健所業務等処理することにより、県東部圏域（乙、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域をいう。以下同じ。）の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務について、次条に定めるところにより相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定により中核市が処理する事務
- （2） 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の規定により乙が処理することとされている事務
- （3） 法第252条の14第1項の規定により甲が乙に委託する岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域に係る保健所業務等
- （4） 住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務（以下「健康危機管理」という。）
- （5） 広域的な災害が発生した場合の医療救護に関する活動（以下「災害医療救護」という。）

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割分担は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 円滑な事務の執行
 - ア 乙は、甲と連携し、円滑な事務の遂行に努める。
 - イ 甲及び乙は、連携して住民への情報公開・広報を行う。
- （2） 専門人材の確保・育成
 - ア 甲及び乙は、連携して専門人材の確保及び育成・資質の向上を図る。
 - イ 乙は、計画的に必要な人員の確保に努め、甲は、乙の求めに応じて必要な人的支援を行う。
- （3） 健康危機管理及び災害医療救護の対策の推進
 - ア 甲は、県全域の健康危機管理及び災害医療救護の体制を統轄し、乙が県東部圏域におけるこれらの機能を十分に実施できるよう支援する。
 - イ 乙は、甲と連携し、県東部圏域における健康危機管理及び災害医療救護の体制を整備し、これらの機能を担うとともに、甲から要請があった場合には、広域的な支援に協力する。
- （4） 情報共有の推進
 - ア 甲及び乙は、前3号に規定する役割分担を円滑に進めるため、相互に必要な情報の共有を行う。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し負担するものとし、これによりがたい場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行うものとする。

(発効)

第6条 この協約は、平成30年4月1日に効力を生ずる。

鳥取県告示第7号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県旅行者誘客のためのパブリシティ業務プロポーザル審査会	旅行者誘客のためのパブリシティ業務に係る受託者の選定に関する事項	平成30年1月31日から同年2月20日まで	観光戦略課

鳥取県告示第8号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	宮川 征男	米子市上後藤三丁目5-1 医療法人養和会 養和病院
小児科	心臓機能障害	倉信 裕樹	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
頭頸部外科	聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	竹内 英二	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
循環器科	心臓機能障害	野口 法保	〃
整形外科	肢体不自由	須田 博子	〃
〃	〃	林原 雅子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第9号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県アレルギー疾患実態調査

2 調査の目的

鳥取県内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校におけるアレルギー疾患を有する乳幼児、児童及び生徒の実態を把握し、アレルギー疾患対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

鳥取県全域

(2) 属性的範囲

- ア 乳幼児、学童（小学生全学年）及び生徒（中学生全学年）の保護者
- イ 保育所、幼稚園、小学校及び中学校の管理者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア アレルギー疾患の状態
- イ アレルギー疾患患児の在籍状況等

(2) その基準となる期日

調査票記入日

5 報告を求める者

無作為に抽出した保育所等の保護者約6,000人及び管理者約80人

6 報告を求めるために用いる方法

幼稚園、保育所、小学校及び中学校を通じて調査票を配布し、回収する。

7 報告を求める期間

平成30年2月1日から同月28日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌケーシー	ともいきの杜 榑谿	鳥取市上町19-1	平成30年1月1日	訪問介護

鳥取県告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌケーシー	ともいきの杜 榑谿	鳥取市上町19-1	平成30年1月1日	介護予防訪問介護
株式会社メディコープとっとり	メディコープとっとり デイサービスさくら	八頭郡若桜町若桜922-1	〃	介護予防通所介護

鳥取県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 健推会	社会福祉法人健 推会 クリニッ クこくふ	鳥取市国府町新 通り二丁目202	平成29年11月 16日	平成29年12月 31日	訪問看護
〃	〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指 導
〃	訪問リハビリテ ーションこくふ	〃	〃	〃	訪問リハビリテ ーション

鳥取県告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 健推会	社会福祉法人健 推会 クリニッ クこくふ	鳥取市国府町新 通り二丁目202	平成29年11月 16日	平成29年12月 31日	介護予防訪問看 護
〃	〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療 養管理指導
〃	訪問リハビリテ ーションこくふ	〃	〃	〃	介護予防訪問リハ ビリテーション
鳥取医療生活 協同組合	わかさ生協診療 所デイサービス さくら	八頭郡若桜町若 桜1200-1	平成29年11月 29日	〃	介護予防通所介 護

鳥取県告示第14号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
誰もが楽しめる「とっとりの山」シンポジウム（仮称）開催業務プロポーザル審査会	誰もが楽しめる「とっとりの山」シンポジウム（仮称）開催業務に係る受託者の選定に関する事項	平成30年1月12日から同月31日まで	「山の日」大会推進課

鳥取県告示第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第

5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ナフコ南部店・丸合西伯店・ウェルネス西伯店 西伯郡南部町阿賀229-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 ナフコ南部店 西伯郡南部町阿賀229-1ほか
変更後 ナフコ南部店・丸合西伯店・ウェルネス西伯店 西伯郡南部町阿賀229-1ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
変更後 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13-1
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
変更後 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- 4 変更年月日
平成29年12月15日
- 5 届出年月日
平成29年12月15日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成30年1月12日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び南部町企画政策課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第16号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナフコ南部店・丸合西伯店・ウェルネス西伯店 西伯郡南部町阿賀229-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13-1

3 変更する事項

(1) 店舗の面積

変更前 3,050平方メートル

変更後 5,560平方メートル

(2) 施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置

6の書類に記載のとおり

イ 駐車場の収容台数

変更前 106台

変更後 217台

ウ 駐輪場の位置

6の書類に記載のとおり

エ 駐輪場の収容台数

変更前 16台

変更後 29台

オ 荷さばき施設の位置

6の書類に記載のとおり

カ 荷さばき施設の面積

変更前 108平方メートル

変更後 165.3平方メートル

キ 廃棄物等の保管施設の位置

6の書類に記載のとおり

ク 廃棄物等の保管施設の容量

変更前 26.3立法メートル

変更後 67.1立法メートル

(3) 施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時

変更後 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前6時30分から午後9時30分まで

変更後 午前6時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

変更前 2

変更後 4

エ 駐車場の自動車の出入口の位置

6の書類に記載のとおり

4 変更年月日

平成30年8月16日

5 届出年月日

平成29年12月15日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成30年1月12日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び南部町企画政策課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第17号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平井伸治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡三朝町	平成25年度から平成27年度まで	東伯郡三朝町(大字俵原の一部20133136401)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字俵原の一部	平成30年1月12日
〃	〃	東伯郡三朝町(大字東小鹿の一部20133136406)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字東小鹿の一部	〃
〃	平成26年度及び平成27年度	東伯郡三朝町(大字神倉の一部20143136403)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字神倉の一部	〃
〃	〃	東伯郡三朝町(大字神倉の一部20143136404)の地籍図及び地籍簿	〃	〃
鳥取市	平成27年度及び平成28年度	鳥取市(国府町岡益の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町岡益の一部	〃
〃	〃	鳥取市(青谷町山根の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町山根の一部	〃
岩美郡岩美町	〃	岩美町(大字岩本、大字大谷、大字浦富及び大字本庄の各一部[1501])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字岩本、大字大谷、大字浦富及び大字本庄の各一部	〃
〃	〃	岩美町(大字河崎、大字太田、大字岩常及び大字本庄の各一部[1502])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字河崎、大字太田、大字岩常及び大字本庄の各一部	〃
〃	〃	岩美町(大字陸上の一部[1503])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字陸上の一部	〃

日野郡江府町	〃	江府町（大字洲河崎及び 大字武庫の各一部 (20153140303)の地籍図 及び地籍簿	江府町大字洲河崎 及び大字武庫の各 一部	〃
--------	---	---	----------------------------	---

鳥取県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成30年1月12日から同年2月12日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成30年1月12日から同年2月12日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び中部総合事務所農林局農林業振興課

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成30年1月12日から同年2月12日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課、西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第21号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市みどり町3497の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年1月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国安桂木線	鳥取市国安字高土手210-6地先から同市蔵田字北口 462-1地先まで	変更前	7.3~15.3	683.0
		変更後	11.0~27.1	683.0

鳥取県告示第23号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年1月12日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

土地改良事業の名称	工事完了年月日
農村地域防災減災事業 天神野地区 ため池等整備（池ノ谷ため池）	平成29年9月4日

鳥取県告示第24号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年1月12日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

土地改良事業の名称	工事完了年月日
農業水利施設保全合理化事業 久米ヶ原地区 農業用排水	平成29年12月26日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
中央建設株式会社 代表取締役 西田 正人	鳥取市河原町渡一木243	鳥取市有富地内	建設発生土処理場の設置及び碎石汚泥堆積場からの碎石汚泥搬出	50.1368 ヘクター ル	49.3046 ヘクター ル	29.5075 ヘクター ル	平成29年12月20日から 平成42年3月31日まで	平成29年 12月20日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
美保テクノス株式会社 代表取締役 野津 一成	米子市昭和町25	西伯郡伯耆町畑池字射矢谷尻 2628 - 1 外 31筆	建設発生土の受入及び真砂土の採取	22.4852 ヘクター ル	20.3029 ヘクター ル	16.4415 ヘクター ル	平成29年12月27日から 平成32年12月26日まで	平成29年 12月27日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越 智 浩 明

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 山田 和成	倉吉市福庭町二丁目23	日野郡日南町霞952外64筆	公共事業建設発生土の受入処分場及び配水池の設置	7.6458ヘクタール	6.8438ヘクタール	3.5236ヘクタール	平成29年12月25日から平成34年8月31日まで	平成29年12月25日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年1月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成30年2月15日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成30年2月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月12日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県立中央病院超音波診断装置ほか医療機器 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(4) 納入期限

入札説明書による。ただし、鳥取県立中央病院建替整備工事の工程によって変更となる場合がある。

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年1月12日（金）から同年3月15日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成30年1月12日（金）から同年3月15日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (4) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月26日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。
- (6) 過去3年間（平成26年4月1日から平成29年3月31日までをいう。以下同じ。）における病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）との医療機器の売買契約の契約金額の合計が3億円以上である実績があること。
- (7) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理及びその他のサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

電話 0857-26-2271（内線2885）

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

平成30年1月12日（金）から同年3月5日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。

ア 交付期間及び時間

平成30年1月12日（金）から同年3月5日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(5)に定める日の前日の午後5時までに、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成30年3月15日（木）午後4時

イ 場所

鳥取市江津730

鳥取県立中央病院大会議室

ウ 提出書類

（ア） 入札書（封書にすること。） 1通

（イ） 委任状（代理人が入札する場合） 1通

5 入札者に要求される事項

（1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2） 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加資格確認申請書を4の（1）の場所に平成30年2月13日（火）の午後4時まで提出しなければならない。

（3） 入札者は、（2）の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

（1） 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

（2） この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

（3） 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Ultrasound Diagnosis Apparatus and other medical equipments, 1 Set
- (2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 4:00 PM, 13 February ,2018
- (3) Time limit of the submission of tenders : 4:00 PM, 15 March ,2018
Time limit of the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 14 March ,2018
- (4) Please contact for notice : Construction Promotion Office, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
TEL 0857-26-2271 ex. 2885

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 環境放射線モニタリングシステム更新・保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成29年11月1日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士電機株式会社中国支社
広島県広島市中区銀山町14-18 |
| 5 落札金額 | 135,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成29年8月22日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局原子力安全対策課
鳥取市東町一丁目271 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月12日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 小 澤 敏 正

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査に係る整備及び修繕 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成29年12月13日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | サンセイ株式会社下関工場
山口県下関市彦島本村町三丁目5-1 |
| 5 契約金額 | 129,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校
境港市竹内町925 |